

## 「エコポリス板橋」推進本部設置要綱

	平成17年4月28日区長決定
改正	平成18年1月12日区長決定
改正	平成19年8月24日区長決定
改正	平成20年4月1日区長決定
改正	平成22年12月6日区長決定
改正	平成24年4月1日区長決定
改正	平成25年4月1日区長決定
改正	平成27年6月12日区長決定
改正	平成30年3月30日資源環境部長決定
改正	平成31年4月12日区長決定
改正	令和3年4月1日区長決定
改正	令和4年4月1日資源環境部長決定
改正	令和5年9月7日区長決定
改正	令和7年6月30日区長決定
改正	令和7年8月1日区長決定
改正	令和7年8月21日区長決定
改正	令和8年3月11日副区長決定

### (設置)

第1条 人と環境が共生する環境都市「エコポリス板橋」の実現に向けて、資源及び廃棄物並びに環境に関する行政の推進を図るため、「エコポリス板橋」推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画の策定に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理基本計画の策定に関すること。
- (3) 環境教育推進プランの策定に関すること。
- (4) 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定に関すること。
- (5) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に関すること。
- (6) 地域気候変動適応計画の策定に関すること。
- (7) 生物多様性地域戦略の策定に関すること。
- (8) 区が定める資源及び廃棄物並びに環境に関する計画の進行管理に関すること。
- (9) 環境マネジメントシステムの推進に関すること。
- (10) その他資源及び廃棄物並びに環境に関する施策の推進に関すること。

### (構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、区長とする。
- (2) 副本部長は、副区長（資源環境部を担任する副区長以外の副区長を含む）、教育長

及び常勤監査委員をもって充てる。

(3) 前項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副区長である副本部長、教育長である副本部長、常勤監査委員である副部長の順序により本部長の職務を代理し、副区長である副本部長が本部長の職務を代理する順序は、本件事案を担当する副区長を第1順位とし、他の副区長を第2順位とする。

(4) 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

2 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

3 本部長が必要と認めたときは、関係職員を出席させ、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の下に幹事会を置く。

(1) 幹事会は、会長及び幹事をもって構成する。

(2) 会長は、資源環境部長の職にある者をもって充てる。

(3) 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、第2条第2号に規定する事項について検討する場合においては、別表第3に掲げる職にある者をもって構成する。また、第2条第10号に規定する事項について検討する場合において、会長が必要と認めたときは、別表第2に掲げる職にある者とは別に、資源環境部長が定める者を構成員とすることができる。

2 幹事会は、推進本部に付議する事案について調査検討を行う。

3 会長が必要と認めたときは、関係職員を出席させ、意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 特定の事項を調査審議させるために必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、本部長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、本部長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を処理し、部会の調査の経過及び結果を推進本部に報告する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第7条 事務局は、資源環境部環境政策課に置く。ただし、第2条第2号に規定する事項については、同部資源循環推進課を、同条第3号に規定する事項については、資源環境部環境政策課及び教育委員会事務局指導室を事務局とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、資源環境部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成17年4月28日から適用する。

2 板橋区環境基本計画庁内検討会設置要綱（平成9年10月13日区長決定）は、廃止する。

3 板橋区一般廃棄物処理基本計画庁内検討会設置要綱（平成16年6月11日区長決定）

は、廃止する。

4 板橋区環境管理本部会議要綱（平成8年7月18日区長決定）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成18年1月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年8月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年12月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本部員

技監
政策経営部長
総務部長
法務専門監
危機管理部長
区民文化部長
産業経済部長
健康生きがい部長
板橋区保健所長
福祉部長
子ども家庭部長
子ども家庭総合支援センター所長
資源環境部長
都市整備部長
まちづくり推進室長
土木部長
かわまちづくり担当部長
会計管理者
教育委員会事務局次長
地域教育力担当部長
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長
区議会事務局長

別表第2（第5条関係）

幹事

政策経営部政策企画課長
総務部総務課長
総務部契約管財課長
東京二十三区清掃一部事務組合板橋清掃工場副工場長
危機管理部防災危機管理課長
区民文化部地域振興課長
産業経済部産業振興課長
健康生きがい部高齢政策課長
福祉部福祉総務課長
子ども家庭部子ども政策課長
子ども家庭総合支援センター支援課長
資源環境部環境政策課長
資源環境部資源循環推進課長
都市整備部都市計画課長
まちづくり推進室まちづくり調整課長
土木部土木計画・交通安全課長
土木部みどりと公園課長
会計管理者
教育委員会事務局教育総務課長
教育委員会事務局指導室長
小学校校長会会長
中学校校長会会長
教育委員会事務局生涯学習課長
選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長
監査委員事務局長
区議会事務局次長

別表第3（第5条関係）

幹事（第2条第2号に規定する事項について検討する場合）

政策経営部政策企画課長
東京二十三区清掃一部事務組合板橋清掃工場副工場長
危機管理部防災危機管理課長
区民文化部地域振興課長
産業経済部産業振興課長
健康生きがい部健康推進課長
資源環境部環境政策課長
資源環境部資源循環推進課長
資源環境部板橋東清掃事務所長
資源環境部板橋西清掃事務所長
土木部土木計画・交通安全課長
教育委員会事務局教育総務課長